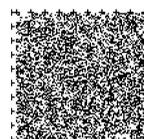
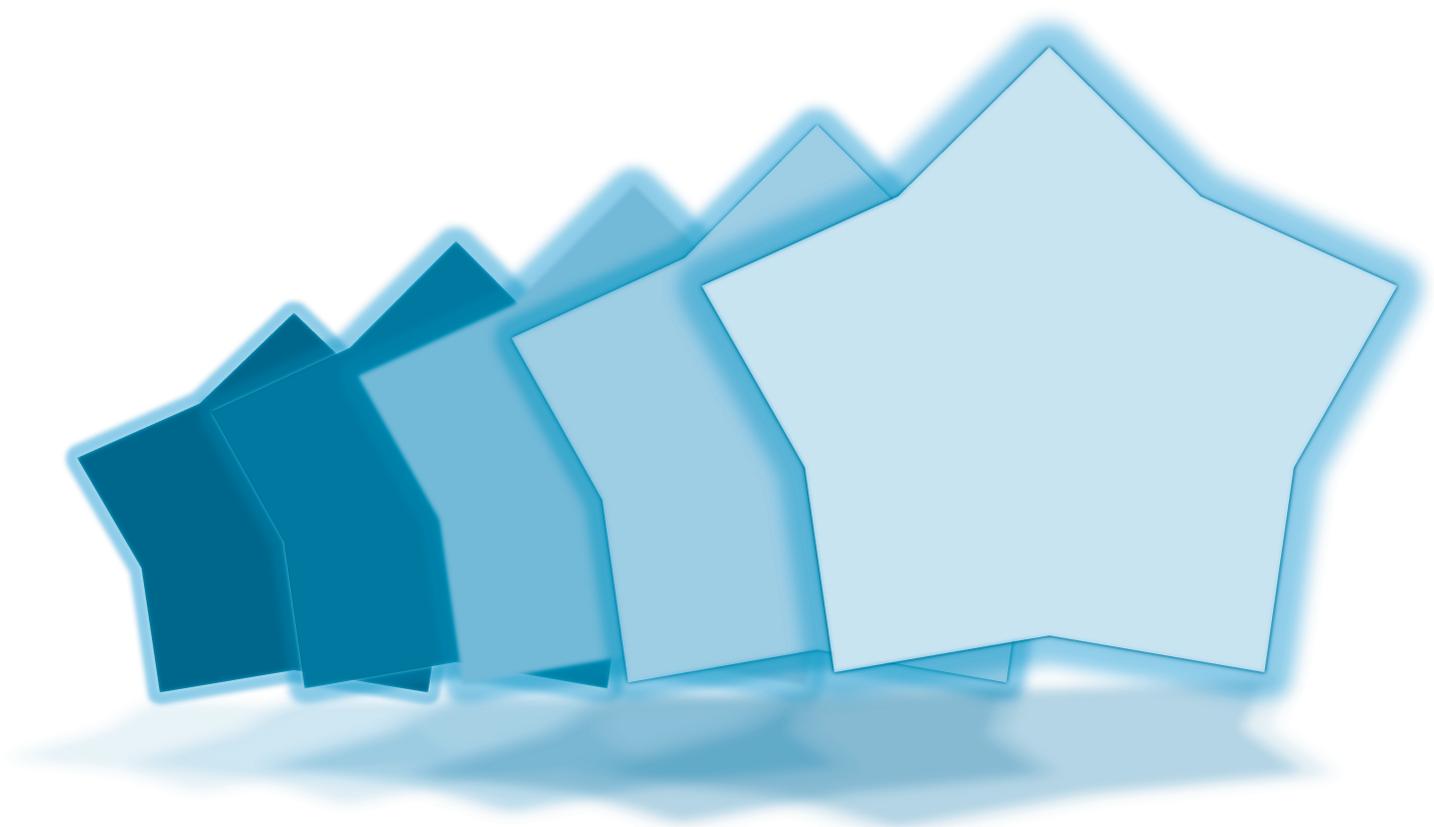


第4期函館市障がい福祉計画

(平成27年度～平成29年度)



SPコードについて

この計画書には、各ページの右下または左下にSPコードを印刷しており、「視覚障害者用活字文書読上げ装置」で読み取ることにより、目の不自由な方が、計画書に記載された文章を音声で聞くことができます。

また、SPコードの横の切り込みは、コードの位置を知らせるものであり、表面と裏面のそれぞれにコードがついているため、切り込みも2つとなっています。



はじめに

平成 25 年 4 月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）は、この法律に基づく日常生活および社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保および地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本理念として制定されております。



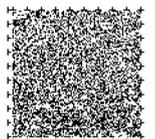
函館市におきましても、平成18年2月に、障害者基本法に基づく「函館市障がい者基本計画」を策定し、「障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまち」をめざし、各種障がい者施策を推進するとともに、障害者総合支援法に基づく「函館市障がい福祉計画」につきましても、これまで、平成18年度の第1期計画から、平成26年度を最終年度とする第3期計画まで、3か年ごとに策定し、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めてきたところであります。

このたび策定しました「第4期函館市障がい福祉計画」は平成27年度からの3か年を計画期間とし、第3期計画における取組み状況とアンケート調査によるニーズ等に基づき、取り組むべき課題を整理し、必要なサービス量の見込みやサービス提供体制の確保策等について取りまとめたもので、今後は、この新たな計画のもと、障がい者施策のさらなる推進を図ることとしておりますので、市民の皆様ならびに関係各位のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、この計画の策定に関し、貴重なご意見やご提言をいただきました函館市障がい者計画策定推進委員会の委員の皆様ならびに関係団体の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

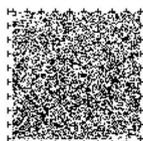
平成 27 年 3 月

函館市長 工 藤 壽 樹



目 次

第 1	計画策定の趣旨等	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	2
○	障がい福祉計画の策定経過	3
○	「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画」	4
○	障がい福祉サービス等の体系	5
第 2	障がいのある人およびサービス提供体制の現状とニーズ等	6
1	障がいのある人等の現状	6
2	主なサービス提供基盤の整備状況	8
3	福祉に関するアンケート調査の概要	10
第 3	第 3 期計画における取組み状況	17
1	相談支援体制の充実・強化	17
2	地域の生活基盤・生活環境の整備	17
3	地域社会の支え合い	17
4	障がいのある人の就労の推進	17
5	精神障がいのある人に係る地域相談支援の充実	17
6	虐待防止に対する取り組みの強化	18
7	地域生活支援事業の推進	18
8	障がいのある子どもに対する支援の強化	18
○	第 3 期計画における数値目標に係るこれまでの推移	18
第 4	計画推進のための基本的事項	19
1	計画の基本理念	19
2	計画の基本方向	19
(1)	障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重	19
(2)	障がい種別によらないサービス提供の推進	19
(3)	包括的な支援体制の整備	19



第5 第4期計画における重点的な取組み	20
1 相談支援体制の充実と強化	20
2 障がいのある人の地域生活への移行の促進	20
3 地域社会の支え合い	20
4 障がいのある人の就労の推進	21
5 障がいのある子どもに対する支援の強化	21
6 権利擁護の推進	21

第6 平成29年度の成果目標	22
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	22
2 福祉施設から一般就労への移行等	22
3 地域生活支援拠点等の整備	23

第7 障がい福祉サービス等のサービス量の見込み	24
1 障がい福祉サービス	24
(1) 訪問系サービス	24
(2) 日中活動系サービス	27
(3) 居住系サービス	35
2 相談支援	37
3 障害児支援	40
4 地域生活支援事業	45

◎ 第4期函館市障がい福祉計画における成果目標 およびサービス見込み量一覧	64
--	----

第8 計画の推進	66
-----------------	-----------

【資料編】

○ 函館市障がい者基本計画（抜粋）	69
○ 函館市障がい者基本計画後期推進指針（抜粋）	73
○ 障がい福祉サービス等の利用希望（障がい別）	75
○ 計画策定の経過	79
○ 函館市障がい者計画策定推進委員会設置要綱	80
○ 函館市障がい者計画策定推進委員会委員名簿	81



「障害者」の「害」の表記について

「害」は悪い意味で使われる文字であり、不快感があるとの意見もあることから、「障害者」に対する差別や偏見をなくする心のバリアフリーを推進し、ノーマライゼーションの理念の普及を図るため、法律や制度に用いられる場合を除いて、「障害」を「障がい」とひらがなで表記しています。

